

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

平成28年 2 月 23 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 4 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年大阪広域水道
企業団条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公表) 第 2 条 (略) (1) (略) <u>(2) 人事評価の状況</u> <u>(3)－(7) (略)</u> <u>(8) 退職管理の状況</u> <u>(9) 研修の状況</u> <u>(10)・(11) (略)</u> 2 (略)	(公表) 第 2 条 (略) (1) (略) <u>(2)－(6) (略)</u> <u>(7) 研修及び勤務成績の評定の状況</u> <u>(8)・(9) (略)</u> 2 (略)
(委任) 第 3 条 <u>この条例に定めるもののほか、こ</u> <u>の条例の施行に関し必要な事項は、企業</u> <u>長が定める。</u>	(委任) 第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項 は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。